

郡山市職員の給与に関する規則及び郡山市職員の住居手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月11日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第9号

郡山市職員の給与に関する規則及び郡山市職員の住居手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(郡山市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する規則(昭和40年郡山市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 初任給調整手当の支給期間は35年(条例第10条第1項第2号の規定による初任給調整手当にあっては、15年)とし、その月額はその各号に掲げる職員の区分及び採用の日又は前条第5項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の各号に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、前条第3項又は第5項第1号に規定する職員で、大学卒業の日から採用の日又は同号に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する第1号に掲げる期間の区分の適用については、採用の日又は第5項第1号に規定する職員となった日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 初任給調整手当の支給期間は35年(条例第10条第1項第2号の規定による初任給調整手当にあっては、15年)とし、その月額は次の各号に掲げる職員の区分及び採用の日又は前条第5項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の各号に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、前条第3項又は第5項第1号に規定する職員で、大学卒業の日から採用の日又は同号に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する第1号に掲げる期間の区分の適用については、採用の日又は第5項第1号に規定する職員となった日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p>

(1) 前条第1項に規定する職を占める職員

ア	16年未満	<u>310,800円</u>
イ	16年以上17年未満	<u>307,500円</u>
ウ	17年以上18年未満	<u>304,200円</u>
エ	18年以上19年未満	<u>300,900円</u>
オ	19年以上20年未満	<u>297,600円</u>
カ	20年以上21年未満	<u>294,300円</u>
キ	21年以上22年未満	<u>283,300円</u>
ク	22年以上23年未満	<u>271,300円</u>
ケ	23年以上24年未満	<u>258,800円</u>
コ	24年以上25年未満	<u>246,300円</u>
サ	25年以上26年未満	<u>233,800円</u>
シ	26年以上27年未満	<u>218,300円</u>
ス	27年以上28年未満	<u>202,800円</u>
セ	28年以上29年未満	<u>187,300円</u>
ソ	29年以上30年未満	<u>171,800円</u>
タ	30年以上31年未満	<u>155,300円</u>
チ	31年以上32年未満	<u>138,800円</u>
ツ	32年以上33年未満	<u>122,300円</u>
テ	33年以上34年未満	<u>104,300円</u>
ト	34年以上35年未満	<u>86,300円</u>

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第17条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) (略)

(2) 年額1,300,000円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)にあっては、年

(1) 前条第1項に規定する職を占める職員

ア	16年未満	<u>310,000円</u>
イ	16年以上17年未満	<u>306,700円</u>
ウ	17年以上18年未満	<u>303,400円</u>
エ	18年以上19年未満	<u>300,100円</u>
オ	19年以上20年未満	<u>296,800円</u>
カ	20年以上21年未満	<u>293,500円</u>
キ	21年以上22年未満	<u>281,500円</u>
ク	22年以上23年未満	<u>268,000円</u>
ケ	23年以上24年未満	<u>254,500円</u>
コ	24年以上25年未満	<u>241,000円</u>
サ	25年以上26年未満	<u>227,500円</u>
シ	26年以上27年未満	<u>210,500円</u>
ス	27年以上28年未満	<u>193,500円</u>
セ	28年以上29年未満	<u>176,500円</u>
ソ	29年以上30年未満	<u>159,500円</u>
タ	30年以上31年未満	<u>142,000円</u>
チ	31年以上32年未満	<u>124,500円</u>
ツ	32年以上33年未満	<u>107,000円</u>
テ	33年以上34年未満	<u>87,000円</u>
ト	34年以上35年未満	<u>67,000円</u>

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第17条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) (略)

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

額1,500,000円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) (略)	(3) (略)
--	---------

(郡山市職員の住居手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 郡山市職員の住居手当支給に関する規則(昭和49年郡山市規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第13条の2第1項第1号の市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条第2項に規定する扶養親族に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第13条の2第1項第1号の市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条第2項に規定する扶養親族に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中郡山市職員の給与に関する規則第17条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の郡山市職員の給与に関する規則(次項において「改正後の給与規則」という。)及び第2条の規定による改正後の郡山市職員の住居手当支給に関する規則(附則第4項において「改正後の住居手当支給規則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(郡山市職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(郡山市職員の住居手当支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正後の住居手当支給規則の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の郡山市職員の住居手当支給に関する規則の規定に基づいて支給された住居手当は、改正後の住居手当支給規則の規定による住居手当の内払とみなす。